⑸　５枚目

試験成績書
（その５）

12　１GHz以上18GHz以下における利用周波数による発射及び不要発射の電界強度（対数平均値又は振幅確率分布特性値及び尖頭値）	周波数帯	測定値		測定周波数	測定条件
	⑴　１GHz以上18GHz以下	□対数平均値又は振幅確率分布特性値			
	⑵　11.7GHz以上12.7GHz以下	尖頭値			

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴の欄は、定格電力が75kVAを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続して設置する設備の場合は、□にレ印を付けること。

⑺　６の⑵から⑷までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。